

国見町障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日 国見町

1. 計画策定にあたって

- 平成30年に国及び地方公共団体の多くの機関において、障害者雇用率制度の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況が明らかになりました。

- 令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の一部改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が定める障害者活躍推進計画作成指針により、障害者活躍推進計画を作成し公表することとなりました。

- 障がい者雇用を進める上で、「障がい者の活躍」の推進が必要になります。「障がい者の活躍」とは、障がい者一人ひとりが能力を有効に発揮できることにあり、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障がい者が障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すものです。

- 国見町では、令和2年4月1日現在障がい者の法定雇用率が未達成であります。障がい者活躍推進計画の策定により、法定雇用率の早期達成を図ります。

2. 策定主体

- 国見町長部局

3. 計画期間

- 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4. 周知・公表

- 策定又は見直しを行った計画は、職員に周知するとともに、町ホームページに掲載する。

- 計画に掲げる取組状況等については、毎年度町ホームページにより公表する。

5. 目標

(1) 採用に関する目標

○ 目標

計画期間中における各年6月1日時点の法定雇用率以上の雇用率を確保
(参考) 令和元年6月1日時点の法定雇用率 2.5% 実雇用率 0.0%

○ 評価方法

毎年の任免状況通報により、雇用率を把握・管理する。

(2) 定着に関する目標

○ 目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

○ 評価方法

毎年の任免状況通報の時期に、人事記録を元に対象職員の定着状況を把握・管理する。

(3) 満足度に関する目標

○ 目標

現状において対象職員がいらないため、障がい者を採用して実態に関するデータを収集し目標を設定する。

○ 評価方法

毎年4月1日時点で在籍している障がい者（新規採用除く）に対してアンケート調査を実施し把握・管理する。

6. 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

○ 障がい者雇用推進者の選任

障がい者雇用推進者 総務課長

○ サポート体制の確保

組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当者、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関（福島労働局、福島公共職業安定所、その他障がい者等が利用している支援機関）と連携体制を構築し、相談体制の確保を行う。

- 相談体制の維持
 - 人的サポート体制、各種相談先等が、人事異動等により変更が生じたときには、当該状況に応じて変更を行う。

- (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出
 - 業務内容とのマッチング
 - 新規採用若しくは人事異動、又はその他障がい者からの要望があった際には、面談等を行い、障がい者の特性と業務内容が適切にマッチングしているか確認を行い、必要に応じて検討する。

 - 身体障がい等における職務の選定及び創出
 - 身体障がい等により従来業務の遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局等の関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

- (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
 - ①職務環境
 - 作業体制
 - 障がい者からの要望等を踏まえ、作業マニュアルの整備やチェックリストの作成、作業手順の簡略化や見直しを検討する。

 - 必要な配慮の実施
 - 新規に採用した障がい者については、定期的に面談等により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

 - ②募集・採用
 - 採用・選考時の対応
 - 障がい者の要望等を踏まえて、拡大印刷や筆談等による対応をするなど採用・選考にあたっては、必要な配慮を実施する。

 - 募集・採用にあたり、以下の取扱いを行いません。
 - ・特定の障がいを排除、又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・就労支援機関に所属・登録しており、在職期間中支援が受けられることといった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

- 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。